

知っていますか？

自転車の交通ルール

試してみましょう、交通ルールテスト



↓ テストの問題は次ページにあります

中学・高校生向け

みよし市・みよし市安全なまちづくり推進協議会

チャレンジ!

自転車の交通ルールテスト

★自転車は、自動車やバイクと同じ「車両」の仲間で、歩行者とは違った交通ルールに従って通行しなければなりません。自転車の交通ルールをよく理解していなかったために、結果的に違反をして、交通事故の原因となることも少なくありません。

★「自転車の交通ルール」をしっかりと理解するために、テストにチャレンジしてみましょう。

※それぞれの問題で、正しいと思うものを選び、下の解答欄に番号を記入してください。

年 組 氏名

Q1 自転車は道路（車道）のどの部分を走る？

- ①道路（車道）の右側の端
- ②道路（車道）の左側の端
- ③どこでもよい

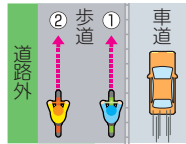


Q2 自転車が歩道を走れるのはどんなとき？

- ①急いでいるとき
- ②未成年者（18歳未満の人）が運転しているとき
- ③標識などで定められているとき

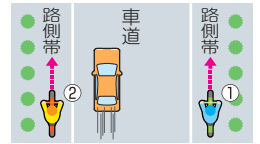
Q3 歩道では、自転車はどの部分を走る？

- ①車道側に寄った部分
- ②道路外に寄った部分
- ③どこでもよい



Q4 道路の両側に路側帯があるとき、自転車が通行できるのはどっち？

- ①右側の路側帯
- ②左側の路側帯
- ③どちらでもよい



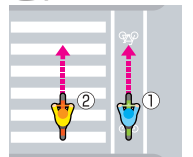
Q5 この標識があるとき、自転車はどのように通行する？

- ①必ず一時停止をする
- ②車がきていたら一時停止をする
- ③見通しが悪いところでは一時停止をする



Q6 この交差点の正しい横断方法はどれ？

- ①自転車横断帯を通行する
- ②横断歩道を通行する
- ③どちらでもよい



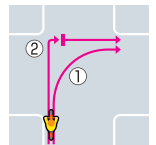
Q7 「黄信号」の正しい意味はどれ？

- ①急いでいる人は進んでもよい
- ②車に注意して進め
- ③進んではいけない



Q8 信号がない交差点での正しい右折方法はどれ？

- ①交差点の中心の近くを通過して右折する
- ②交差点の内周に沿って右折する
- ③どちらでもよい



【解答欄】 ※正解と解説は中面にあります。

Q1	Q2	Q3	Q4	Q5	Q6	Q7	Q8

ルールを知って安全に利用しましょう！

◆1～5ページの「違反すると…」の部分の「懲役」が令和7年6月1日から「拘禁刑」に変更。

Q1 自転車は道路（車道）のどの部分を走る？

正解 ②道路（車道）の左側の端

解説 自転車は左側通行

- ★自転車は車両の一種で、自動車と同じ**左側通行**です。
- ★**歩道がない道路**では、道路の中央から左側部分の左端に寄って通行しなければなりません。
- ★**歩道がある道路**では、自転車は車道の左側の端に寄って通行しなければなりません。

■違反すると…3月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金



Q2 自転車が歩道を走れるのはどんなとき？

正解 ③標識などで定められているとき

解説 「通行可」の標識・道路標示がある場合や車道通行が危険な場合などは歩道を通ることができる

- ★自転車は車道通行が原則ですが、「歩道通行可」を示す標識や道路標示がある場合や、**車道で道路工事をしていたり、車道の幅が狭く車が多いときなど、車道通行が危険な場合**は歩道を通ることができます。

※13歳未満の子どもや70歳以上の人、体の不自由な人が運転する自転車は、「通行可」の標識・道路標示や車道通行の危険の有無にかかわらず、歩道を通ることができます。

■上記の場合以外で歩道を通りたときは…3月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金



「歩道通行可」を示す標識



「歩道通行可」を示す道路標示

歩道ではゆっくりした速度で進行し、歩行者のじゃまになりそうなときは、必ず一時停止をする

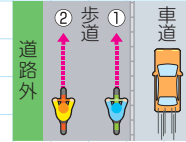
- ◆歩道は歩行者のためのものですから、**歩行者の通行を優先**させなければなりません。
- ◆歩道では、**すぐに止まれるような速度（徐行）**で進行し、歩行者が立ち止まったり、よけなければならなくなるようなときは、**一時停止**をしなければなりません。
- ◆ただし、「通行指定部分（2ページQ3参照）」に限り、歩行者がいないときは、すぐに徐行に移れるような速度で進行することができます。
- ◆歩行者の通行が多いときは、自転車を押して歩きましょう。



■違反すると…
2万円以下の罰金または料



Q3 歩道では、 自転車はどの部分を走る？



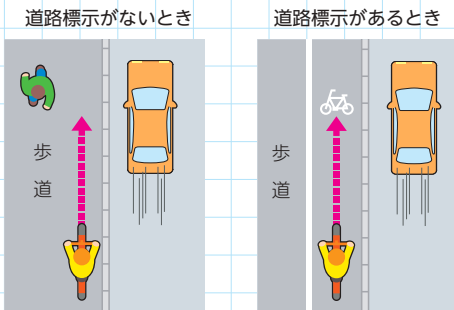
正解 ①車道側に寄った部分

解説 歩道の中央から車道寄りの部分を通行する
(道路標示があるときは、指定されている部分を通行する)

★自転車で歩道を通行するときは、歩道の中央から車道寄りの部分を通行しなければなりません。

★また、自転車が通行すべき部分が道路標示で示されているときは、その部分(「通行指定部分」)を通行しなければなりません。

■違反すると…2万円以下の罰金または料料



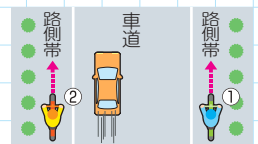
※歩道に「自転車一方通行」の標識があるときは、矢印が示す方向にしか通行できません。



「自転車一方通行」の標識

■違反すると…
3月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金
うっかり違反したときでも…
10万円以下の罰金

Q4 道路の両側に路側帯があるとき、 自転車が通行できるのはどっち？



正解 ②左側の路側帯

※路側帯とは、歩道がない道路の端に引かれた白線の外側の部分。

解説 自転車は道路の左側にある路側帯を通行できる

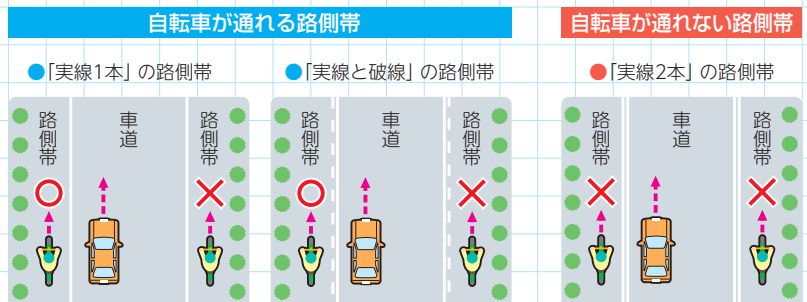
★道路の左側に、歩道の代わりに路側帯があるときは、そこを通行することができます。

★ただし、白の実線2本で示された路側帯は歩行者用路側帯ですので、自転車は通行することができません。

■道路の右側にある路側帯、歩行者用路側帯を通行したときは…
3月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金

★路側帯では、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければなりません。

■違反すると…
2万円以下の罰金または料料



※道路の右側にある路側帯は通行することができません。



Q5 この標識があるとき、 自転車はどのように通行する？



正解 ①必ず一時停止をする

解説 自転車も標識に従って必ず一時停止をしなければならない

★「止まれ」の標識がある交差点では、自転車も一時停止をしなければなりません。

★必ず交差点の直前でまず一時停止し、それから交差点の右と左をよく見て、近づいてくる車がないことを確かめてから通行しましょう。

■違反すると…3月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金
うっかり違反したときでも…10万円以下の罰金



踏切でも必ず一度止まり、左右の安全を確認

◆遮断機が下りていたり、警報機が鳴っていたら、絶対に踏切に入ってはけません。

■違反すると…3月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金
うっかり違反したときでも…10万円以下の罰金

◆踏切では、自転車から降りて、押して渡るようにしましょう。



Q6 この交差点の 正しい横断方法はどれ？

正解 ①自転車横断帯を通行する

解説 「自転車横断帯」があるときは、
その「自転車横断帯」を通行する

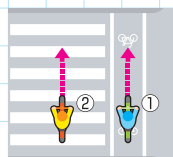
★交差点を通行しようとするとき、**交差点やその近くに「自転車横断帯」があるときは**、その「自転車横断帯」を通行しなければなりません。

※交差点以外の場所で道路を横断するときも、近くに自転車横断帯があったら、その自転車横断帯を通行しなければなりません。

■警察官等の指示に従わず、自転車横断帯を通行しなかったときは…
2万円以下の罰金または料料

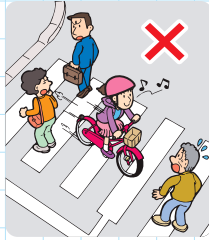
★自転車横断帯を通行するとき、「歩行者・自転車専用」の信号機があったら、その信号に従わなければなりません。

■違反すると…3月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金
うっかり違反したときでも…10万円以下の罰金





★「自転車横断帯」がないところでは、横断歩道を通ることができます。ただし、横断中の歩行者の邪魔になりそうときは、自転車に乗ったまま通ってはいけません。



※横断歩道を通るときに、右の信号機(歩行者用信号機)があったら、その信号に従いましょう。

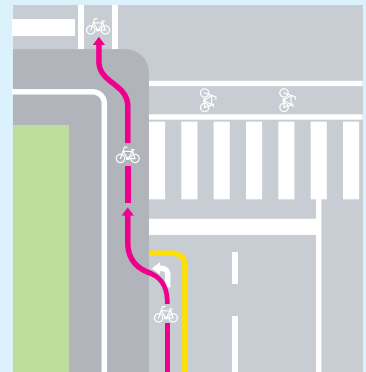


車道を通行しているとき、「交差点進入禁止」の道路標示があったら、その道路標示を越えて交差点に入ることはできない

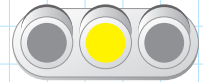


■警察官等の指示に従わず、進入禁止の交差点に進入したときは…
2万円以下の罰金または料料

◆道路標示の左側の歩道に乗り入れ、「自転車横断帯」を通って交差点を渡りましょう。



Q7 「黄信号」の正しい意味はどれ？



正解 ③進んではいけない

解説 「黄信号」のときは停止位置(停止線や交差点の直前)で止まり、次の青信号に変わるまで待つ

★前方の信号が赤色のときはもちろん、黄色のときでも、停止位置から先に進んではいけません。

※ただし、信号が黄色に変わったときに停止位置に近づいていて、急ブレーキをかけなければ止まれないときなど、安全に止まることができない場合はそのまま進行できます。

★自転車横断帯や横断歩道を通行する場合、「歩行者・自転車専用信号機」や「歩行者用信号機」の青信号が点滅しているときは、横断を始めてはいけません。

■違反すると…3月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金
うっかり違反したときでも…10万円以下の罰金

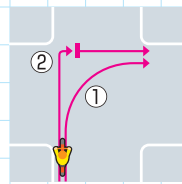
★また、青信号の正しい意味は「進め」ではなく「進むことができる」ですので、青信号に従って通行するときでも、必ず自分の目で安全を確かめ、特に右折車や左折車に注意しましょう。



▲黄信号で強引に駆け込むと、途中で赤信号に変わり、発進してきた交差車両と衝突する危険がある…



Q8 信号がない交差点での正しい右折方法はどれ？



正解 ②交差点の内周に沿って右折する

解説 あらかじめ道路の左側の端にできる限り寄って、「大回り」で右折する

★**信号がない交差点**では、交差点の内周に沿って交差点の向こう側までまっすぐ進み、速度を十分に落として曲がらなければなりません。

※必要に応じて交差点の向こう側で一度止まり、安全を確認しましょう。

★**信号がある交差点**では、青信号で交差点の向こう側までまっすぐ進み、その地点で止まって右に向きを変え、前方の信号が青になってから進むようにしなければなりません。

★**自動車と違い**、交差点の中心の近くを通過して右折することはできません。

■違反すると…2万円以下の罰金または料料



※交差点に「自転車横断帯」があるときは、必ずそこを通過して右折しましょう。

こんな乗り方は危険です！ 法律で禁止されています

●**二人乗り** ■罰則…2万円以下の罰金または料料
(都道府県公安委員会規則が適用された場合)



※16歳以上の方が幼児用座席に小学校入学前の子ども一人を乗せている場合などは「二人乗り」にはなりません。

●**並進** ■罰則…2万円以下の罰金または料料



※「並進可」の標識がある道路では、2台までは並んで走れます。



●**無灯火**
■罰則…5万円以下の罰金
うっかり違反したときも同じ



●**運転中のスマホなどの使用**



【スマホなどを手に持って、通話したり画面を見続けたりした場合】
■罰則…6月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金

【交通の危険（交通事故など）を生じさせた場合】
■罰則…1年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金

●**傘差し運転** 【都道府県公安委員会規則が適用された場合】
■罰則…5万円以下の罰金

●**運転中のヘッドホン・イヤホンの使用** 【安全運転義務違反が適用された場合】
■罰則…3月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金
うっかり違反したときでも…10万円以下の罰金

自転車の安全・安心利用のために…

自転車の点検をしましょう

- 自転車に乗る前には次の要領で点検し、悪い部分があったら整備しましょう。
 - 自分で点検や整備ができない部分は、自転車安全整備店でしてもらいましょう。
 - ① サドル…しっかり固定されているか。高さは適切か。
 - ② ハンドル…前の車輪と直角に固定されているか。
 - ③ ペダル…曲がりなどのために、足が滑るおそれはないか。
 - ④ チェーン…ゆるんでいないか。
 - ⑤ ブレーキ…前・後輪ともよく効くか。 ※時速10キロのとき、ブレーキをかけてから3メートル以内で止まれるか。
 - ⑥ 警音器（ベル）…よく鳴るか。
 - ⑦ 前照灯（ライト）…前方10メートルの障害物を確認できる明るさか。
 - ⑧ 尾灯や反射器材…付いているか。後方や側方からよく見えるか。
 - ⑨ タイヤ…空気が十分に入っているか。すり減っていないか。
 - ⑩ その他…方向指示器や変速機がある場合は、よく作動するか。
- **ブレーキのない自転車やブレーキの効かない自転車を運転すると…**
5万円以下の罰金
うっかり違反したときも同じ

「TSマーク付帯保険」に入りましょう

- 自転車安全整備店で点検整備（有料）を受け、それを証明するTSマークを自転車に貼ってもらうと、賠償責任保険・傷害保険がつきます。



緑色TSマーク 赤色TSマーク 青色TSマーク

区分	賠償責任補償	被害者見舞金	傷害補償	
		入院15日以上	死亡・重度障害	入院15日以上
緑色TSマーク	〔死亡・傷害(制限なし)〕 ※示談交渉サービス付き 限度額 1億円	※賠償責任補償により対応	一律50万円	一律5万円
赤色TSマーク	〔死亡・重度障害〕 限度額 1億円	一律10万円	一律100万円	一律10万円
青色TSマーク	〔死亡・重度障害〕 限度額 1,000万円		一律30万円	一律1万円

※TSマーク付帯保険の有効期間は点検日から1年間です。
年に1回、定期的に点検を受けて、保険の更新をしましょう。

駐輪場を利用するなど、必ず決められた場所に止めましょう

- 歩道などに止めると、歩行者のじゃまになるなどほかの人の迷惑になります。
 - 盗難防止のため、カギは2つかけましょう。 ● 盗難に備え、防犯登録をしておきましょう。
- ※防犯登録は、各都道府県の自転車防犯登録協会等が指定する自転車販売店で行うことができます（有料）。

悪質な運転者は、「自転車運転者講習」を受けなければなりません！

- ◆ 交通事故につながる危険性が高いとされるルール違反（危険行為）を3年以内に2回以上行った自転車運転者は、安全な通行について学ぶ講習（「自転車運転者講習」）を受講しなければなりません。
- 受講命令に従わないと…5万円以下の罰金

主な「危険行為」

- 道路（車道）を右側通行した ☞ Q1参照
- 自転車が通行できない歩道を通行した ☞ Q2参照
- 歩道を徐行せずに通行した ☞ Q2参照
- 一方通行の歩道を逆走した ☞ Q3参照
- 道路右側の路側帯、歩行者用路側帯を通行した ☞ Q4参照
- 「止まれ」の標識がある交差点で一時的停止をしなかった ☞ Q5参照
- 遮断機が下りた踏切に入った ☞ Q5参照
- 信号に従わないで通行した ☞ Q6、Q7参照
- 運転中にスマホなどを使用した ☞ 5ページ下参照
- ブレーキのない自転車や、ブレーキの効かない自転車を運転した ☞ 6ページ上参照

こんなとき、
どんな危険がありますか？

- スマートフォンで二次元コードを読み取ると、危険予知能力を高めるための動画が視聴できます。

例題 1



例題 2



例題 3



例題 4

